

○川辺町電気柵設置事業補助金交付要綱

平成 23 年 4 月 6 日

告示第 34 号

改正 平成 29 年 2 月 9 日告示第 13 号

(目的)

第 1 条 川辺町内の農業は高齢化による後継者不足と担い手不足、さらに獣害被害の増大や米価の下落による生産意欲の低下を招いている。このような状況下であるため、優良な農地を保全するために、下記の補助をすることにより、農地の荒廃を防ぎ農業の活性化を目指すとともに自給力の向上を図ることを目的とする。

(対象事業)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業及び経費は次のとおりとする。

- (1) 川辺町に住所を有する者又は川辺町に住所を有する者同士の代表者が獣害防止策として、概ね 3,000m²以上の農地を囲う電気柵を購入し設置する場合の経費
- (2) 過去 5 年以内にこの補助の対象となっていない農地を対象とした事業及び者

(補助金額)

第 3 条 補助金の額は次のとおりとする。

- (1) 第 2 条第 1 項に規定する総事業費の 30%以内とし、15,000 円を限度とする。

(補助金の交付の条件)

第 4 条 補助金の交付を決定する場合に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 川辺町補助金等交付規則(平成 29 年川辺町規則第 1 号)第 6 条に掲げる事項
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び当該収入並びに支出に係る証拠書類を事業終了の翌年度から起算して 5 年間備え、かつ整理保管しておかなければならない。
- (3) 補助金を他の用途に使用し、その他補助金の交付の決定の内容若しくは、これに付した条件若しくは要綱に違反したときは当該補助金の決定の全部若しくは一部を取り消し、及び既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(不動産及びその従物並びに一件当たりの所得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具に限る。)については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。)に定める耐用年数に相当する期間を経過するまで町長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は

担保等に供してはならない。

(5) その他町長が必要と認める事項。

(申請)

第5条 補助事業者は、補助金を受けようとする場合は、電気柵の購入見積書と購入物の設置予定箇所の図面を補助金交付申請書(様式第1号)と共に町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 前条の規定による補助金交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付を認めたときは、すみやかに補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(実績報告及び補助金請求)

第7条 補助金の交付決定を受けたものは、事業完了後すみやかに実績報告書(様式第3号)及び補助金請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(申請の取り下げ)

第8条 補助金交付申請の取り下げをすることができるのは、補助金の交付決定の日から14日以内とする。

(補助金の支払い)

第9条 補助金の支払いは、補助事業者から正当な補助金請求書を受け取ってから30日以内に支払う。

附 則

この要綱は、平成23年度分からの予算に係る補助金から適用する。

附 則(平成29年2月9日告示第13号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の改正を加え、なお使用することができる。